

4 (3) 5年間延長されている保育教諭の資格に係る経過措置期間中に、免許併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

【論点・課題】

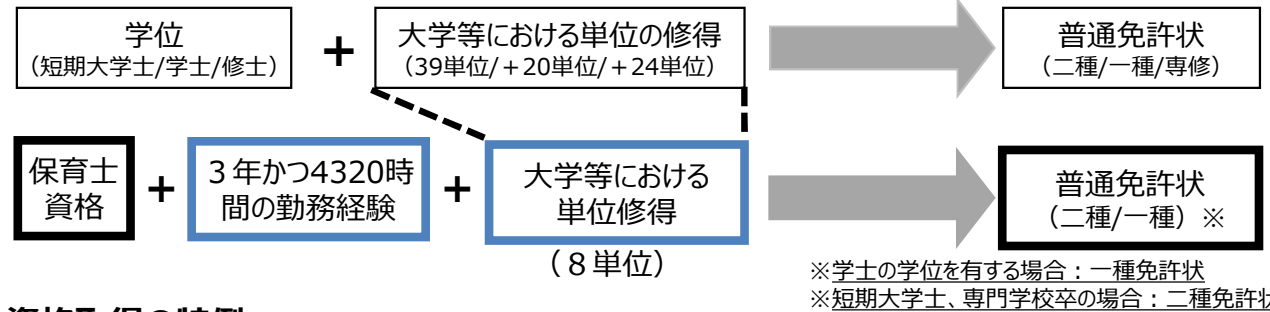
- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているところ、令和6年度末までに限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例や、片方の免許状・資格保有者のもう一方の免許状・資格取得に係る特例を設けている。
- 特例期間中に、幼保連携型認定こども園の保育教諭の免許・資格併有促進のため、更なる対策を講じるべきではないか。

【現在の免許併有状況（平成30年度）】

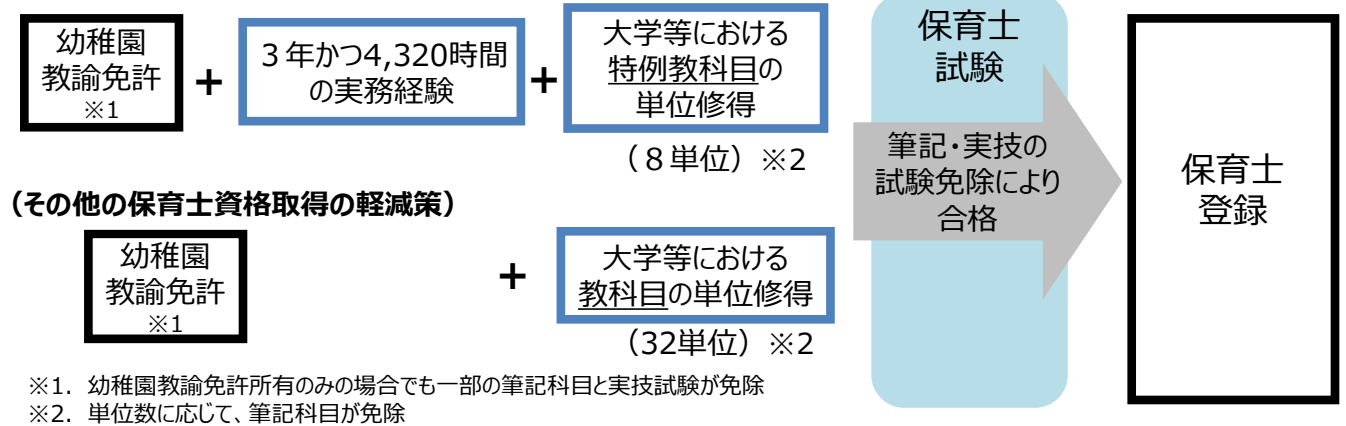
資格・免許の保有状況	人数	割合
両方保有	90,647人	90.4%
どちらか一方のみ保有	9,660人	9.6%
幼稚園教諭のみ	2,274人	2.3%
保育士のみ	7,386人	7.4%
総数	100,307人	100.0%

【現在の免許・資格取得特例】

幼稚園免許取得の特例



保育士資格取得の特例



【その他の支援策等】

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

⇒免許状・資格取得等のための受講料、代替職員の雇上費の補助

幼稚園免許状・保育士資格取得に係る連携事業（令和元年度～）

⇒都道府県・関係団体・養成機関が連携して組織的に講座等の受講機会を確保する取組に係る経費の補助を行う事業を創設

【方向性（案）】

- 令和6年度末までの特例期間中に更なる免許状・資格併有促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ、①保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、②幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について更なる検討を進めてはどうか。
(検討例) 認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等